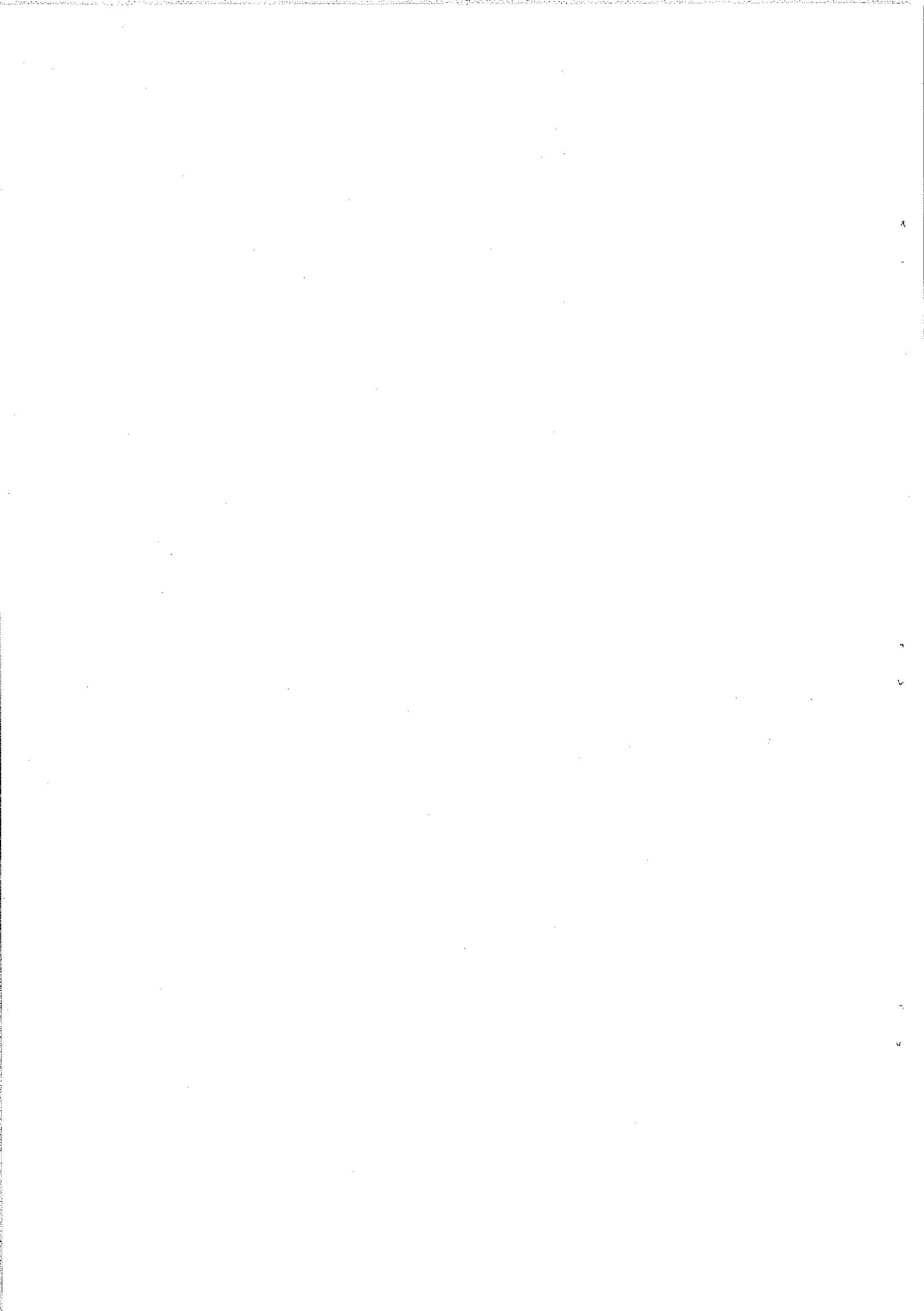


財団法人下関市公営施設管理公社寄附行為

財団法人下関市公営施設管理公社



財団法人 下関市公営施設管理公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人下関市公営施設管理公社（以下「公社」という。）と
いう。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、下関市唐戸町4番1号カラトピア4階に置く。

(目 的)

第3条 公社は、下関市と密接な連携を保ち、下関市が設置する施設及び下関市内に
設置された国、地方公共団体又は公共団体等の施設の管理運営について、下関市、
国、地方公共団体又は他の公共団体等から指定管理者の指定を受け、又は委託を受
け、効率的に当該施設の設置目的等を達成することにより、市民の福利厚生の向上
に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 下関市、国、地方公共団体又は公共団体等から指定管理者の指定を受けて、又
は委託を受けて行う前条に規定する施設の管理運営

(2) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 公社設立当初下関市の寄附に係る別紙財産目録記載の財産

(2) 公社設立後寄附を受けた財産

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 公社の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものにより構成され、これを処分し、又は担保に

供することはできない。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 公社の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 公社の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 運用財産
- (2) 借入金

(会計年度)

第9条 公社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予 算)

第10条 公社の予算は、理事長が調製し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 補正予算については、理事長が調製し、そのつど理事会の議決を得なければならぬ。

(決 算)

第11条 公社の決算は、毎会計年度終了後、理事長が調製し、当該年度末現在の財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て、3箇月以内に理事会の認定に付さなければならない。

2 公社の決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を得てその一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第12条 公社は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(収益等の使用)

第13条 前条の特別会計から生じた剰余金は、すべてこれを基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び任命)

第14条 公社に、次の役員を置く。

理事長 1名

専務理事 1名

常務理事 2名以内

理事 10名以内（理事長、専務理事及び常務理事を含む。）

監事 2名

2 理事及び監事は、下関市長（以下「市長」という。）が任命する。

3 理事は、互選により理事長、専務理事及び常務理事を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事は、理事会の議決に基づいて業務を執行する。

2 理事長は、公社を代表し、業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、公社の業務を掌理する。

4 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けるときは、専務理事がその職務を行う。

5 常務理事は、理事長の命を受け、日常の業務を掌理する。

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

7 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職により選出された役員は、その役員を離れたときに解任されたものとする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

5 市長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

(職員)

第17条 公社の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、理事長の命を受け、業務に従事する。

(役員及び職員の報酬、給与等)

第18条 役員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

2 役員の給与及び旅費については、別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第19条 削除

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他理事長が必要と認めること

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の開催の請求があったときは、理事長は、これを招集しなければならない。

(定足数)

第22条 会議は、理事会の構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決等)

第23条 会議の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めがある場合を除くほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事会の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事会の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、

出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会議に出席した役員の氏名
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか、出席者のうちからその会議において選出された2人以上の者が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第26条 この寄附行為は、理事会において、理事会の構成員の4分の3以上の同意を得たのち主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第27条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事会の構成員の4分の3以上の同意により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、下関市に帰属する。

第6章 補 則

(施行細則)

第28条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(設立当初の会計年度)

第29条 公社の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から昭和45年3月31日までとする。

(役員及び任期の特例)

第30条 設立当初の役員及びその任期は、第14条及び第16条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

(事業計画等の特例)

第31条 公社の設立当初の予算及び事業計画は、第10条及び第20条第1項第1号の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、公社設立の許可のあった日から施行する。

(昭和44年4月25日許可 指令観光第33号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(昭和46年10月1日認可 指令地方第1229号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(昭和62年6月30日認可 指令地方第468号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(平成3年9月18日認可 指令地方第614号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(平成4年9月25日認可 指令地方第743号、指令雇用保険第396号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(平成15年6月5日認可 指令市町村第314号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(平成18年4月24日認可 指令市町村第126号)

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更認可のあった日から施行する。

(平成23年9月21日認可 指令平23学事文書第905号)

